

軽井沢スキーバス事故を受けた緊急対策

平成28年2月9日

シートベルトの着用徹底に関する緊急対策

現状の課題

- 大型バスの客席におけるシートベルトの着用が依然として徹底されていない。



緊急対策の概要

<貸切バスのシートベルトの着用徹底について>

- 貸切バス事業者は乗客の安全確保のため下記について徹底すること
 - ・ シートベルトを座席に埋没させないなど、シートベルトを常時使用できる状態にしておくこと
 - ・ 右掲のリーフレットを座席ポケットに備付ける等により乗客へのシートベルトの着用の注意喚起を行うこと
 - ・ 添乗員等の協力を得ながら、発車前に乗客のシートベルト着用状況を目視等により確認すること
 - ・ 車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと



- シートベルト着用励行リーフレット
(国交省・警察庁作成)

シートベルトの着用徹底に関する周知活動

街頭監査実施時に配布

◆平成28年1月21日から全国で街頭監査を実施

監査の実施に併せ、乗客にシートベルト装着を呼びかけるようドライバーにも周知徹底するほか、監査官自らもシートベルトの備え付け状況の確認やリーフレットの座席ポケットへの挿入を実施。



街頭監査時の様子



ホームページ・twitterで広報

◆ホームページ上に関連ページ開設

・軽井沢スキーバス事故を受けた対策について

- 事故を受けた緊急対策
- 検討委員会開催状況 等

・バス乗車の際はシートベルトを締めましょう！！

- シートベルト着用徹底のリーフレット 等

◆国土交通省公式アカウントからツイート（2月3日）

#自動車 乗車中、**#シートベルト** を着用しないと…
あなたの命の危険性は、高速道路で9倍、一般道も含めると1.4倍。
#バス でもタクシーでも、乗ったらまずカチッ、命を守るシートベルト！



国土交通省HP

バス乗車の際はシートベルトを締めましょう！！

国土交通省ホームページ（自動車局）
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)



国土交通省twitter

初任運転者に対する研修制度の課題

- ・ 貸切バス事業者は、過去3年以内に別の貸切バス事業者の下で勤務していた運転者であれば、乗務経験の内容を問わず初任者研修なしに大型バスに乗務させることができることとされている。
- ・ 貸切バス事業者による初任者研修は、座学は義務付けられているものの、実技訓練は努力義務にとどまっている。

緊急的な対策の概要

貸切バス事業者に対し、以下を要請。

1. 新たに雇い入れた運転者で、過去3年以内に他の貸切バス事業者に選任されていた者について、過去の経歴・運転経験を把握した上で、乗務させようとする車種区分(大型／マイクロ等)にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車の実技訓練を行うこと。
2. 新たに雇い入れた運転者以外の運転者についても、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車の実技訓練を行うこと。

街頭監査の結果を踏まえた対策

- 全国のべ28カ所で貸切バスに対する街頭検査を実施し、監査車両165台中、計66台において何らかの法令違反を確認（2月5日時点）
- 街頭監査で確認された違反事項の早期是正及び指摘事項が確認された事業者の法令遵守状況の把握が必要

貸切バスの安全確保の再徹底

- 街頭監査の結果を捉え、法令違反が多い事項をリスト化したチェックシートを配布し、運行前に事業者自らが最終確認を行い法令遵守を徹底するよう事業者に対し通知。
- 新たに運用を開始するチェックリストについては、今後、効果的な活用方法について更なる検討を行う。
- 街頭監査で指摘事項が確認された事業者に対しては、速やかに確認のための監査を実施。さらに監査で違反事項が確認された場合には、安全確保命令を発動するとともに特別監査を実施。



●街頭監査実施の様子(新宿)

確認事項		チェック欄		
運行指示書	運行指示書を作成しているか	適	否	
	運行指示書を運転者に携行させているか	適	否	
	記載事項の確認	・ 運行の開始及び終了の地点及びその日時	適	否
		・ 乗務員の氏名	適	否
		・ 運行の経路、主な経由地における発車・到着の日時	適	否
		・ 旅客が乗車する区間	適	否
		・ 運行に際して注意を要する箇所の位置	適	否
		・ 乗務員の休憩地点及び休憩時間	適	否
		・ 乗務員の運転又は業務の交替の地点（交替がある場合）	適	否
		・ 睡眠に必要な施設の名称・位置	適	否
・ 運送契約の相手方の氏名又は名称	適	否		
・ その他必要な事項（該当がある場合）	適	否		
表示の確認	車内	・ 事業者の氏名又は名称	適	否
		・ 運転者その他乗務員の氏名	適	否
		・ 自動車登録番号（ナンバー）	適	否
	車体	・ 使用者の氏名・名称又は記号	適	否
		・ 「貸切」表示	適	否
アルコール検知器を携行させているか（泊まり運行の場合）		適	否	
自動車検査証（車検証）が車両に備え付けられているか		適	否	
運転者の運転免許証を確認しているか		適	否	

●違反の多い事項をまとめたチェックシート

街頭監査の実施状況①

1月21日から2月5日の間に、全国のべ28か所で計165台を対象に街頭監査を実施。計66台の車両に違反が確認された。

実施日	運輸局(支局)	実施場所	実施結果		
			監査車両数	指摘車両数	主な指摘事項
1月21日(木)	関東(東京)	新宿区都庁大型バス専用駐車場入口付近	6	5	運行指示書の記載不備 車内表示違反
	北陸信越(石川)	金沢駅西口貸切バス駐車場	3	0	
	中国(広島)	JR広島駅新幹線口	3	1	運行指示書の記載不備
1月22日(金)	北陸信越(長野)	野沢温泉スキー場 駐車場	0		
	四国(徳島)	(株)阿波交通 出来島車庫	1	0	—
	中部(愛知)	JR名古屋駅(名鉄バスセンター)	7	1	運行指示書の記載不備 車内表示違反
1月26日(火)	北陸信越(富山)	富山空港タクシー・バス駐車場	7	6	運行指示書の記載不備 車内表示違反等
1月27日(水)	東北(宮城)	仙台空港	7	0	—
	近畿(大阪)	JR新大阪駅	7	1	運行指示書の携行なし
	中国(山口)	山口宇部空港駐車場	4	2	運行指示書の記載不備 車内表示違反等
1月28日(木)	四国(香川)	高松駅前バス乗降場	1	0	—
	中部(静岡)	浜名湖 東名SA	5	3	運行指示書の記載不備 車内表示違反
	九州(福岡)	博多港中央ふ頭	37	23	運行指示書の記載不備 車内表示違反等
1月29日(金)	四国(愛媛)	JR松山駅 バス乗降場	1	0	—
	四国(高知)	JR高知駅 バス乗降場	2	1	運行指示書の記載不備
	四国(徳島)	徳島空港	3	1	運行指示書の記載不備
	近畿(和歌山)	JR和歌山駅東口	2	1	アルコール検知器不携帯
2月2日(火)	中国(岡山)	岡山後楽園・倉敷	2	2	車内表示違反
	北陸信越(長野)	エムウェーブ駐車場(長野市北長池)	13	3	車外表示違反
	沖縄	那覇空港バスプール	13	6	車内表示違反
2月3日(水)	中国(広島)	広島空港バスプール	6	4	運行指示書の記載不備
2月4日(木)	北海道(札幌)	観光バス都心部駐車場(札幌市中央区南8条西2丁目)	7	1	車内表示違反
	北海道(旭川)	旭山動物園駐車場(貸切バス待機場)	10	0	—
	近畿(兵庫)	JR三宮駅	5	0	—
2月5日(金)	中部(静岡)	静岡空港	6	5	運行指示書の記載不備
	四国(徳島)	徳島空港	0	0	—
	近畿(大阪)	OCATバスターミナル、なんばパークス	6	0	—
	北陸信越(新潟)	スキー場駐車場(新潟県南魚沼郡湯沢町地内)	1	0	—
合計	28カ所		165台	66台	



●街頭監査実施の様子(新宿)

街頭監査の実施状況②

事業者規模 (車両数)	日本バス協会会員			日本バス協会非会員			合計		
	監査台数	指摘件数	指摘率	監査台数	指摘件数	指摘率	監査台数	指摘件数	指摘率
～5	2	0	0.0%	3	3	100%	5	3	60.0%
6～10	6	5	83.3%	10	6	60.0%	16	11	68.8%
11～20	27	8	29.6%	16	14	87.5%	43	22	51.2%
21～30	20	8	40.0%	5	3	60.0%	25	11	44.0%
31～40	19	5	26.3%				19	5	26.3%
41～50	14	2	14.3%	1	1	100%	15	3	20.0%
51～100	14	3	21.4%	1	1	100%	15	4	26.7%
101～200	11	1	9.1%				11	1	9.1%
201～	3	1	33.3%				3	1	33.3%
合計	116	33	28.4%	36	28	77.8%	152	61	40.1%

旅行業者への立入検査

1. 調査対象

- 貸切バスツアーを実施している全国の旅行業者

2. 調査対象事業者数

- 都道府県と調整中

3. 調査期間

- 平成28年1月22日～スキーシーズン終了の3月中旬頃

4. 調査事項

- 旅行業者において、貸切バス事業者を選ぶ際の理由
- 旅行業務取扱管理者における、貸切バス事業者の安全確保に関する取組みの把握の有無
- 旅行業者と貸切バス事業者との契約の文書化の実態
- 旅行業者と貸切バス事業者との間でやりとりされる運賃その他金銭に係る契約の実態
- 事故発生時の緊急連絡体制 等

5. その他

- 旅行会社に対して、事前通告を行わず抜き打ちで実施
- 下限割れ運賃の迅速な実態把握のため、運賃制度を担当する各運輸局の自動車交通部等と連携して実施

6. 実施状況

- 国(観光庁長官)登録旅行業者:1月22日より開始。スキーバスツアーを取り扱っている事業者から順次実施中
- 都道府県知事登録旅行業者:東京都が1月25日より開始。他の道府県についても、順次実施予定

日本バス協会・日本旅行業協会・全国旅行業協会による意見交換会

- 業界団体の連携により、①再発防止策、②旅行会社とバス会社の取引関係の明確化、③バス運賃・料金制度の利用者への理解促進について検討
- 1月27日に業界団体による第1回交換会を実施。今後も随時実施予定